

県央やまなみ地域における広域連携の強化に関する協定書

厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町及び清川村（以下「構成市町村」という。）は、構成市町村の地域（以下「県央やまなみ地域」という。）における広域連携の強化に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、構成市町村が県央やまなみ地域を一つの広域的な行政圏域として捉え、これまで以上の緊密な相互連携を通じて、様々な分野における行政課題の解決に取り組むほか、県央やまなみ地域が有する素晴らしい資源である丹沢・大山を軸とした地理的なつながりをいかした質の高い行政サービスの提供に向けて取り組むことにより、地域全体の活性化を図り、将来にわたって発展し続ける魅力あふれる地域社会の創造に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 構成市町村は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携して取り組むものとする。

- (1) 広域観光圏の確立及び観光資源のブランド化に関する事項。
- (2) 地域高規格道路、県道等の整備促進に関する事項。
- (3) 災害対策、人材育成、農業、環境、スポーツ、文化等、様々な分野における行政課題の解決及び行政サービスの向上に関する事項。
- (4) デジタル技術の活用及びカーボンニュートラルの実現に向けた調査研究に関する事項。
- (5) 前各号に掲げる事項に係る企業等との連携に関する事項。
- (6) その他県央やまなみ地域の活性化及び発展に関する事項。

2 構成市町村は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施し、及び促進するため、広域行政連絡会において定期的に協議を行うものとする。

3 第1項各号に掲げる事項に係る連携に当たっては、構成市町村の広域連携所管課がその窓口となるものとする。

4 第1項各号に掲げる事項に係る具体的な取組内容、実施方法、費用負担その他の条件については、別途取り決めるものとする。

（協定の変更）

第3条 構成市町村のいずれかが本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度広域行政連絡会において協議の上、変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 構成市町村は、本協定の実施を通じて知り得た秘密について、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に他の構成市町村全ての承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、広域行政連絡会において協議の上、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、構成市町村の首長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年7月18日

厚木市中町三丁目17番17号

厚木市長

山口貴裕

秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市長

高橋昌和

伊勢原市田中348番地

伊勢原市長

高山松太郎

愛甲郡愛川町角田251番地1

愛川町長

小野澤豊

愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地

清川村長

岩泽吉美